

令和2年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

設問 次の問題文を読んで、小問（１）（２）に答えなさい。なお、本問の素材は現状をベースにしているが、問題文どおりの事例と捉えよ。（配点（１）40点、（２）40点）

司法修習においては、裁判所法の改正により、いわゆる給費制（月額 20 万余の給付）が廃止され貸与制（月額給付はゼロ）に移行したが（2011 年度の新 65 期から適用）、のちに原則、月額 13 万余の「修習給付金」として、給費制が減額のうえ事実上復活した（2017 年度 71 期から適用）。従来の給費制とその後の修習給付金の異同については諸説あるが、本問では、両者の目的はいずれも「修習生に経済的基盤を提供し、修習に専念させるため」の制度であることとする。また、給費制廃止・貸与制導入時の国会審議においては、「司法修習生の大幅増を伴う司法改革に対する国民の理解を得ていくために、財政資金をより効率的に投入する趣旨である。」、といった内容の説明がなされていた。

2016 年に司法試験に合格した X は、同年（貸与制最終年度）に 70 期の一員として修習を開始し、2017 年末に修習を終え弁護士登録をした。X は他の貸与制の適用を受けた弁護士とともに、彼ら「谷間世代」は給費制の適用を受けた期（「給費制世代」）、ならびに新たに導入された修習給付金制度の適用を受けることとなった期（「修習給付金世代」）との比較において、どの世代も司法改革の理念に沿った法曹養成教育を受け、資格試験である司法試験に合格したという点において同一の条件を満たしているにもかかわらず、不合理な差別を受けているとして、精神的損害の賠償を求める国家賠償訴訟を提起した。

- （１） X は、14 条違反の主張を具体的にはどのように行うことが考えられるか。
- （２） 国（Y）はどのように反論することが考えられるか。

以 上

【刑 法】

以下の事実関係を前提に、甲および乙の罪責について論ぜよ（特別法違反については論じる必要はない）。

- 1 甲（45歳、身長175cm、体重68kg）は、知人であるA（当時40歳、身長170cm、体重65kg）から、令和元年6月2日午後4時ころ、不在中の自宅マンションの玄関扉をバットで何度もたたかれ、同月3日午前3時ころまでの間、十数回にわたり電話で、「今から行つたるから待っつけ。はじめとつたるから。」と怒鳴られたり、仲間と共に攻撃を加えられると言われたりするなど、身に覚えのない因縁を付けられ、立腹していた。
- 2 甲は、自宅にいたところ、同日午後10時ころ、Aから、近くの河川敷（甲宅から1キロほど離れた場所）に居るから必ず来るようにと電話で呼び出された。甲は、これまでの経緯から、Aの下に赴けば何らかの凶器で襲われるに違いないと考えて、対抗するために、自宅にあった包丁（刃体の長さ約14cm）にタオルを巻き、それをズボンの腰部右後ろに差し挟んで、河川敷に向かった。

Aは甲を見付けると、石頭ハンマー（全長30cm、重量1.5kg）を持って甲の方に駆け寄って来た。甲は、Aに包丁を示すなどの威嚇的行動を取ることなく、歩いてAに近づき、ハンマーで殴りかかって来たAの攻撃を、左腕を出し腰を引くなどして防ぎながら、右手で包丁を取り出すと、殺意をもって、Aの左側胸部を包丁で狙ったが、Aが身体をひねったことから狙いがはずれ、包丁は空を切った。しかし、Aはその拍子にバランスを崩して転倒してコンクリートに後頭部を強打し、失神してしまった。甲は、「命拾いしたな。」と述べて、その場を立ち去った。

- 3 それから3時間ほどして、Aに強い恨みをもっており、隙を見て殺害しようと企てていた乙が偶然通りかかり、倒れているAを発見した。乙は、丁度良いと思い、持っていたけん銃でAの頭部目がけて立て続けに2発発砲した。乙は、2発とも頭部に命中したのを確認して、その場を立ち去った。後にAの死体が発見された。

なお、検死の結果、頭部の銃創には生活反応が見られなかったことから、Aの死因は、上記の頭部打撲による頭蓋骨骨折に伴うクモ膜下出血であり、乙が発砲した段階ではAはすでに死亡していたものと判定された。ただ、Aの具体的な死亡時刻までは確定できず、乙が発砲の直前まで生存していた可能性も否定できない。また、Aが倒れている様子からAが死亡していたかどうかは、一般人の立場から見ても、一見しただけでは判断できない状況であった。

以 上